	1、第5206・31号の1、第5206・32号の1、第5206・33号の1、第5206・34号の1、第5206・35号の1、第5206・41号の1、第5206・42号の1、第5206・43号の1、第5206・44号の1、第5206・45号の1、第5207・10号の1若しくは2の(1)、第5207・90号の1若しくは2の(1)、第5802・11号、第5802・19号又は第5803・00号の1に掲げる物品						
42	関税率表第53・09項又は第5311・00号の1に掲げる物品 関税率表第5308・90号の2に掲げる物品のうち ラミー糸	亜麻糸、ラミー糸及びこれらの織物	522,295	246,824	千円	0.2	平成21年5月16日適用停止 中華人民共和国
43	関税率表第5402・20号の2の(1)、第5402・33号の2の(1)、第5402・46号の2の(1)、第5402・47号の2の(1)、第5402・52号の2の(1)又は第5402・62号の2の(1)に掲げる物品 関税率表第5402・44号の2の(2)に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	ポリエステルの長繊維の糸（絹の重量が全重量の10%を超えるもの以外のもの）	916,424	297,816	千円	0.6	平成21年7月16日適用停止 中華人民共和国
44	関税率表第54・07項、第54・08項又は第5811・00号の2の(1)若しくは(3)に掲げる物品	合成繊維の長繊維の糸の織物	1,532,953	507,124	千円	0.8	平成21年6月16日適用停止 中華人民共和国
45	関税率表第54類に掲げる物品（第43項及び第44項に掲げるものを除く。） 関税率表第5604・90号の1の(2)のB又は3に掲げる物品	人造繊維の長繊維の糸及び織物（第43項及び第44項のものを除く。）	2,247,656	758,457	千円	0.2	平成21年7月16日適用停止 中華人民共和国
46	関税率表第55・12項から第55・16項まで又は第5801・31号の2に掲げる物品	合成繊維の短繊維の織物	1,680,305	571,379	千円	0.8	平成21年6月16日適用停止 中華人民共和国
47	関税率表第55類に掲げる物品（第46項に掲げるものを除く。）	人造繊維の短繊維及びその織物（第46項のものを除く。）	1,617,225	786,099	千円	0.6	平成21年6月16日適用停止 中華人民共和国
48	関税率表第5607・21号、第5607・29号、第5607・41号、第5607・49号又は第5607・50号に掲げる物品 関税率表第5607・90号の2に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの	ひも、綱及びケーブル	229,817	245,620	千円	0.6	平成21年6月16日適用停止 全特恵受益国等
49	関税率表第57・01項に掲げる物品	じゅうたんその他の床用敷物（結びパイルのもの）	6,924,892	2,354,206	千円	0.2	
50	関税率表第5702・10号、第5702・31号、第5702・32号、第5702・39号、第5702・41号、第5702・42号、第5702・49号、第5702・50号、第5702・91号、第5702・92号、第5702・99号、第57・03項又は第5705・00号に掲げる物品	じゅうたんその他の床用敷物（その他のもの）	11,513,393	4,863,857	千円	0.6	平成21年6月16日適用停止 中華人民共和国
51	関税率表第5806・10号、第5806・31号、第5806・32号の2、第5806・39号又は第5806・40号に掲げる物品	細幅織物等	476,329	135,956	千円	0.8	平成21年6月16日適用停止 中華人民共和国
52	関税率表第60・01項、第6002・40号、第60・03項、第6004・10号、第60・05項又は第60・06項に掲げる物品 関税率表第3006・10号の2の(2)、第6002・90号又は第6004・90号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの以外のもの	メリヤス編物及びクロセ編物等	852,327	219,272	千円	0.8	平成21年6月16日適用停止 中華人民共和国